

東大阪市告示第 69 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定により、特定生産緑地の指定を解除したので、同条第 2 項において準用する同法第 10 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 26 日

東大阪市長 野田 義和

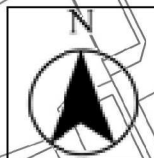
名称	位置	指定解除する 特定生産緑地の面積
中野 G-9	東大阪市角田二丁目地内	約 0.20 ha

「区域は解除図表示のとおり」

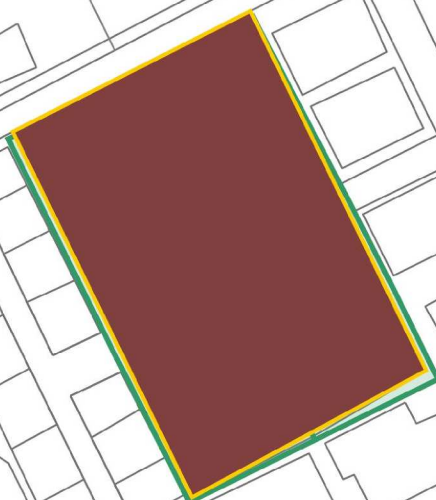
新旧対照表

名称	位置	解除前 解除後	面積 (ha)	解除理由	備考
中野G-9	角田二丁目	0.20 —		生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者の死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	令和8年4月16日制限解除
変更地区合計	1地区	約 0.20 —	ha	計 区域変更 1地区	
特定生産緑地合計	465地区 — 464地区	約 72.56 — 72.36	ha		

解除図



角田二丁目



凡 例



都市計画
生産緑地地区



特定生産緑地
解除区域



特定生産緑地
指定区域

縮尺 1 : 1000

